

(無料用)

「もーに」デザイン使用許諾申請書  
原稿料・商品化許諾料減免申請書

平成 年 月 日

宇和島商工会議所 会頭 殿

住 所  
会 社 名  
氏 名 ⑩

アーティスト・カナヘイ氏制作の「牛鬼キャラクター作品」の使用について 使用許可 減免承認 を  
受けたいので、使用する物品等の見本（写真等）を添えて、次のとおり申請します。

1 指定イラスト名（使用イラスト〇〇を使用）

「」

① 使用目的

② 使用用途

③ 使用時期

平成 年 月 日

2 減免を受けようとする事項（該当する事項と事由に○を付けてください）

1. 原稿料	
減免を受けようとする理由	1. 宇和島商工会議所の会員 2. 公共性を有する者 3. その他 ( )
2. 商品化許諾料	
減免を受けようとする理由	1. 公共性を有する者が特に地域振興に寄与と思われる場合 2. その他 ( )

※ 複数申請の場合、同様の内容を記載した一覧表を添付してください。

担当者名

連絡先電話番号

## 「もーに」の使用に係る注意事項

- 1 もーに図形を使用するどこかの箇所に、著作権表示文字©カナヘイまたは©Kanahei または ©KANAEIおよび甲の指定する「うわじま牛鬼」の表示をすること。
- 2 もーに図形は正しく使用すること。図形の一部のみを使用したり、変形、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。表示色はサンプル見本にある色とすること。
- 3 (1) 安全、衛生等に関する現行法令、業界基準等に適合すること。  
(2) 社会的、教育的な悪影響を及ぼすような扱い方をしないこと。  
(3) 本著作物、原作者の名誉、声価およびイメージ等を毀損するような取り扱い、または改変を行わないこと。
- 4 もーに図形を使用した製作物の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、これに対して、自己の費用負担と責任においてこれを解決し、商工会議所および原作者に解決のための何らの負担も負わせてはならない。
- 5 もーに図形は、商工会議所の承諾なしに第三者に譲渡したり、使用させたり、あるいは第三者のために担保に供したりしてはならない。
- 6 第三者が本著作物を侵害し、または侵害しようとしているときは、すみやかに、商工会議所に対しその旨を連絡しなければならない。
- 7 使用者は、もーに図形に関する著作物の商標・意匠の登録を行うことはできない。
- 8 第三者との係争、審判、訴訟等について、商工会議所は一切責任を負わないものとし、使用者は、自己の負担によりこれを解決しなければならない。ただし本著作物の著作権に関連して紛争が生じた場合は、商工会議所並びに原作者の責任においてこれを解決するものとする。